

なごや 市民活動通信



2016
3月号
No.41
無料

発行：名古屋市市民活動推進センター

特集 認定・指定NPO法人取得支援事業実施中!

INDEX

センターニュース



「ぼらチャリRUN」&「ぼらチャリファミリーサーカス」が 開催されました

1月5日(火)から開催されている、社会貢献文化促進イベント「ぼらチャリ4〜つなぐれ☆ひろぐれ大作戦〜」。新企画「市民とつながる ポスターコンテスト」の投票会場にもなった、2つの連携イベントが開催されました。

昨年12月6日(日)には、庄内緑地にて、チャリティー
マラソン「ぼらチャリRUN」が開催されました。

気持ちよい晴天のなか、約300名のランナーたちが汗を流しました。熱い走りと応援で、大会は大盛況となりました!また、ポスターコンテストの投票ブースも設け、ランナーたちはそれぞれ応援したい団体に投票をしてくれました。



たくさんの方々に参加していただきました

そして、今年1月10日(日)には、「ぼらチャリファミリーサーカス」が鯉城ホールで開催されました。

ジャグリングや大縄跳び、パントマイムなど、笑いを交えながらもあっと驚くクラウンたちのパフォーマンスに、お子さんたちも歓声をあげていました。途中、ステージにお客さんをお呼んでのパフォーマンスや、親子での皿回しなど、観客も巻き込んでの楽しいステージでした。終了後にはクラウンたちに見送られ、お子さんたちは最後まで楽しそうでした。

また、この日もポスターコンテストの投票が行われました。投票してくれたみなさん、ありがとうございました!



観客を魅了したパフォーマンス!

特 集

認定・指定NPO法人取得支援事業実施中!

現在名古屋市では、認定・指定NPO法人取得支援事業を実施しています。会計や税務の専門家が、応募のあった認定や指定取得をめざすNPO法人の事務所で経理処理等について実地支援を行います。

認定や指定NPO法人には会計についての基準があり、このハードルが高いと感じる法人が多いため、法人がこれをクリアし、認定や指定を取得することを支援するものです。

専門家の方から、会計処理のルール作り、現金預金の管理方法、会計ソフトを活用した処理等多岐にわたる事項について丁寧なアドバイスを受けることができます。

実際に支援を受けている一部の法人と、専門家から感想をいただきましたのでご紹介します。



● **NPO法人ご担当者**

いわば「我流」での会計処理を行っていたため、専門家の方の客観的な指摘は大変有効でした。様々な会計処理の業務の中で、処理方法を見直し、整えていかなければならない部分はどこなのかを明確にすることができました。



● **専門家（公認会計士）**

担当者の方々は社会福祉事業の現場出身の方々で本当にまじめなのですが、やはり経営や管理の面では素人で、経理のこと、お金の管理のことなどに「弱み」を感じました。この「弱み」が改善され、特にお金がらみの不正・横領が行われにくい具体的な制度化・ルール化により説明責任を果たせることができるようにすることが目的と思っています。

認定NPO法人とは

NPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、一定の基準に適合したものととして所轄庁の認定を受けた法人。税制上の優遇措置があります。

指定NPO法人とは

NPO法人のうち、一定の基準に適合し、条例で指定されたNPO法人。寄附をした方の個人住民税に寄附金税額控除が適用されます。名古屋市の場合、基準の多くは認定と同じものです。

※詳しくは市民活動推進センターまでおたずねください

平成27年度は指定NPO法人の申出受付期間を平成27年8月1日から9月30日までとしておりましたが、平成28年1月より常時受付いたします。平成28年3月末までに申出をされますと、平成28年10月頃に指定される見込みです。

★ **指定までの流れ**

事前相談（任意） ➡ 申出書提出 ➡ 審査（行政・審査会） ➡ 条例議案提出 ➡ 可決・指定

11月の設立認証NPO法人

名称(五十音順)	目的
かたひらかたろう [緑区]	名古屋市緑区及びその周辺の住民に対して、赤ちゃんからお年寄りまで障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らせるまちづくりに関する事業を行い、地域生活からの孤立に係る問題の改善や解決を図り、多世代交流を通じて生まれる地域でのつながりの向上と暮らしやすさの増進に寄与する
地域資源ネットワークあいち [中区]	自然の恵み・人・もの・金・情報という地域資源を有効に活用し、中小企業の仕事起こし、仕事回しを推し進め、地域内資金循環のしくみづくりに貢献し、活力ある地域づくりを支援する
ラオス未来 [中川区]	ラオスおよび近隣諸国の人々に対して、人材育成に関する事業を行い、東南アジア諸国の不均衡発展に係る問題の改善や解決を図り、ラオスおよび近隣諸国と日本との相互理解の向上と多角的文化発展の増進に寄与する

12月の設立認証NPO法人

名称(五十音順)	目的
あいち空き家管理システム [東区]	放置された空き家・空き地が原因となり発生する、さまざまな問題により困窮している住民に対して、その地域ごとに存在する、長期空き家・空き地情報の収集・提供及びその維持管理活動に関する事業を行い、誰もが安全かつ安心に暮らせる地域社会の向上と街づくりの増進に寄与する
きつおんサポートネットワーク [緑区]	吃音のある人及びその家族、支援者に対する教育や交流の機会の提供を通じて、吃音のある人が生きやすい社会を実現する
中部終活フォーラム [中川区]	相続手続・遺言・エンディングノート等の相談、セミナー、啓発活動に関する事業を行い、人生の終末期に起こる可能性の高いトラブルや問題の改善や解決策を講じる事が出来る知識やツールを使用して、包括的な支援の推進に寄与する
なごや空地・空家管理センター [千種区]	広く一般市民を対象として、地域住民の協力の下、「チャレンジ名古屋」を組織化し地域に存在する空地・空家等に関する情報の収集、提供及び維持管理、利活用に関する事業を行い、誰もが安全安心に暮らせる地域に貢献することで、広く公益に寄与する
名古屋医療人材機構 [港区]	医療機関・介護施設に対して、各機関に代わり日本で就労を希望する外国人研修生・留学生の就労支援に関する事業を行い、人材不足に係る問題の改善と向上、訪日外国人に対し日本の高度医療を使えるようにし、医療機関での受診や検診の機会や情報を提供し、国際交流の増進に寄与する
日本サイコロジスト協会 (命のコール) [緑区]	メンタルヘルスケアに関する事業を行い、中でも最も緊急を要するにも関わらず放置されている自殺願望者への電話相談事業と、それに伴う相談員の心理的負担を軽減するためのメンタルケアと育成を図り、日本人の精神性の向上と、心身ともに健全で豊かな社会の実現に寄与する
わたゆめ [中区]	医療的ケアを要する子どもや重症心身障害児・者とその家族、関係者が地域で安心・安全に生活していけるよう各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与する

12月に認定したNPO法人

名称(五十音順)	認定と仮認定の種別	主たる事務所	主たる活動分野	認定期間
平和のための戦争メモリアルセンター 設立準備会	認定	名古屋市名東区 よもぎ台二丁目820番地 「戦争と平和の資料館ピースあいち」内	人権擁護・ 平和推進	平成27年12月22日～ 平成32年12月21日

12月末現在の所管法人数

★ 認証法人数：830法人 認定法人数：12法人 仮認定法人数：3法人



名古屋市民活動推進センター主催講座・イベントのご案内

3/5 [土]
10:00~12:00

国際ボランティアはじめのイッポ講座

「国際ボランティアってハードル高そうなイメージ」「国際協力・NGOに関心あるけど、何から始めればいいのか?」という方にオススメの講座です。ボランティア実践者からの話も聞けます。国際ボランティアについて一緒に考えて、一歩踏み出してみませんか?

- 講師: 認定NPO法人 名古屋NGOセンター職員
- ゲスト: ボランティア実践者2名
- 定員: 30名(先着順)
- 会場: 市民活動推進センター集會室
- 参加費: 1,000円

3/18 [金]
14:00~16:00

事業報告書等作成講座

[アドバイザーによる専門講座]

NPO法人は、毎年事業年度終了後、3か月以内に事業報告書等を提出する義務があります。法・定款に則った事業報告書等の作成にむけた年間スケジュールを確認して、年度末を段取りよく迎えましょう。

- 講師: 中尾さゆり氏(税理士)
- 定員: 20名(先着順)
- 対象: 新規設立法人・新任役員の方、NPO役員・職員の方で知識を確認したい方
- 会場: 市民活動推進センター集會室
- 参加費: 1,000円

講座受講のお申込みは、電話・FAX・メールにて受け付けます。メール・FAXでお申込みの際は、講座名・氏名・電話番号・参加動機をご記入下さい。名古屋市内で活動しているまたは活動する意志のある個人・団体を対象とします。詳しくは、当センターのホームページ「なごや★ぼらんぼナビ」をご覧ください。

【問合せ・申込先】
名古屋市民活動推進センター
TEL: 052-228-8039 FAX: 052-228-8073
E-mail: npo@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp
URL: <http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>

NPO法人向け 伝言板

◆ 縦覧期間が短縮されました ◆



平成28年1月より名古屋市において、NPO法人の設立手続きの迅速化に係るNPO法の特例が適用され、認証申請における申請書類の縦覧期間が2ヶ月から2週間に短縮される等、認証手続きが変更になりました。設立のみでなく、定款変更や合併の認証申請についても適用されます。

■ 定款変更認証手続きの変更点

	変更前	変更後
申請書類の縦覧期間	受理日から2か月	受理日から2週間
認証の申請の公告及び公表方法	名古屋市公報に掲載して公告	インターネットの利用により公表 ※『なごや★ぼらんぼナビ』で2週間公表します
公告及び公表事項	1. 申請のあった年月日 2. 申請に係るNPO法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 定款に記載された目的 3. 縦覧期間、縦覧場所	1. 申請のあった年月日 2. 次の書類に記載された事項 (1) 定款 (2) 事業計画書(2事業年度分) (3) 活動予算書(2事業年度分) (4) 役員名簿(氏名、住所、報酬の有無を記載) 3. 縦覧期間、縦覧場所 ※2(2), (3)は法人の行なう事業の変更を伴う場合 ※2(4)は所轄庁の変更(名古屋市へ転入)を伴う場合
補正書の提出期間	受理日から1か月以内	受理日から1週間以内

スタッフの つぶやき

スタッフ:堀

市民活動推進センターがオープンしてから、この『なごや市民活動通信』を発行して丸4年。「塵も積もれば…」で、過去の記事の中にも、今も使える有益な情報が溜まってきました。そういった記事たちを当センターのウェブサイト内にうまく配置して、もう一度目の目を見させてあげたいなど考えています。

